



2023年1月24日

「M&A支援機関登録制度」への登録について

株式会社南日本銀行（頭取 斎藤 眞一）は、中小企業庁が創設した「M&A支援機関登録制度」において支援機関として登録されましたので、お知らせいたします。

近年、M&Aは後継者不在問題を解決するための、事業承継の一つの選択肢としてニーズが高まっています。当行は引き続き、M&Aを必要とされるお客さまに対して、「中小M&Aガイドライン」を遵守したご支援を行い、地域経済の発展に貢献してまいります。

記

1. M&A支援機関登録制度について

本制度は、中小企業が安心してM&Aに取り組める環境を実現するため、M&A支援機関の行動指針を提示した「中小M&Aガイドライン」の理解と普及を促すことを目的に中小企業庁が創設した制度です。

一定の要件を充足するM&A支援機関が登録可能となっています。本制度に登録されたM&A支援機関の支援にかかる費用（仲介手数料など）は、「事業承継・引継ぎ補助金（専門家活用型）」の補助対象となっています。

2. 中小M&Aガイドラインについて

中小企業のM&Aを後押しするために、2020年3月に中小企業庁が策定したガイドラインです。M&Aの基本的な事項や手数料の目安を示すとともに、M&A業者等に対して行動指針を提示しています。

当行は「中小M&Aガイドライン」を[別紙](#)の通り遵守いたします。

3. 事業承継・引継ぎ補助金（専門家活用型）について

M&Aの譲渡側・譲受側双方のM&A支援機関の活用にかかる費用（仲介手数料、デューデリジェンス費用、企業概要書作成費用など）を対象とした補助金です。

【本件に関するお問合せ先】

営業統括部 地域活性化推進グループ

Tel.099-210-7525

受付時間：銀行営業日 9：00～17：00

以上